

特定非営利活動法人とりけらサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人とりけらサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県桜井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は多様な福祉サービスの利用者の方に対して、意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者の方が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営む事業を行う事により福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業
 - ② 地域生活支援事業
 - ③ 保護猫、保護犬支援事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、人気の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の人気の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至った時には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があった時。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって召集の請求があった時。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

い。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議事の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人も資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 広告の方法

(広告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともにホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う。

第10章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 西原 小雪

副理事長 伊達 幸伝

理事 坂本 操子

監事 細川 直樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年12月までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|---------|---------|
| (1) | 正会員入会金 | 1000 円 |
| | 正会員年会費 | 10000 円 |
| (2) | 賛助会員入会金 | 0 円 |
| | 賛助会員年会費 | 0 円 |

役員名簿

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	にしはらこゆき 西原 小雪		有
理事	だてよしただ 伊達 幸伝		無
理事	さかもとみさこ 坂本 操子		無
監事	ほそかわなおき 細川 直樹		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私は介護福祉士としてヘルパーの事業所で働く中で、様々な矛盾に出会い苦悩することがありました。障害のある方の社会参加として行政から支給決定される福祉サービスに移動支援、行動援護、通院介助等があります。私は特定の方にそのサービスを提供してきましたが、事業所の縛りの中でその方の希望に沿う支援ができないことが多々ありました。特に、精神疾患をお持ちの方の社会参加は厳しいものがあり、事業所としてもご希望に添えないため受け入れができないことも多く、重度の知的障害者の方、身体障害者の方との差異は明らかでした。外見的にも、障害をお持ちとわからないご様子で、鬱、統合失調症などヘルパーとの相性が重視されるケース、専門性を要求されるケースには事業所としては受け入れにくい、精神症状により予定していてもキャンセルが多く、採算が合わないなどが理由です。

しかし、本当に必要な時に必要な支援が提供できる事業所は少なく、精神障害者の方の外出の支援はその方の症状に大きく影響を与え、希死念慮症状の緩和に役立つことも事実です。

ヘルパーの事業所は多く存在し、契約もしたのに、ヘルパーさんが見つからないと困っている方の相談を聞きます。困難ケースほど放置されることが多く何か所も事業所を変わって相談員が匙を投げることも生じています。

私は障害者の子供を持つ親として、困難なケースにあえて取り組む事業所、そっと寄り添い頼れる存在になれる事業所、そんなさまざまな障害をお持ちの方を支える力強いサポートをこの法人で障害福祉サービス事業を行う中で実現していくためにNPO法人とりけらサポートを設立します。

令和8年 4月 24日

特定非営利活動法人とりけらサポート

設立代表者 西原 小雪

設立年度事業計画書

成立の日から 令和8年8月31日まで

1 事業実施の方針

設立年度は障害福祉サービス事業、行動援護、身体介護、通院介助などを重点的に
行い、余裕があれば地域生活支援事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
障害者総合支援法による障害福祉サービス事業	行動援護、身体介護、家事援助、通院介助	通年	桜井市 橿原市 奈良市東部	3人	障害福祉サービスを利用希望の不特定多数の方	3,017
地域生活支援事業	移動支援等(地域清掃活動 耕作放棄地整備事業)	通年		3人	障害福祉サービスを利用希望の方の不特定多数の方	3,000
保護猫、保護犬支援事業	本年度実施せず。					
その他この法人の目的を達成するために必要な事業						

令和8年度事業計画書

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

1 事業実施の方針

令和8年度は障害福祉サービス事業、行動援護、身体介護、通院介助などを重点的に
行い、余裕があれば地域生活支援事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
障害者総合支援法による障害福祉サービス事業	行動援護、身体介護、家事援助、通院介助	通年	桜井市 橿原市 奈良市東部	3人	障害福祉サービスを利用希望の不特定多数の方	5,000
地域生活支援事業	移動支援等(地域清掃活動 耕作放棄地整備事業)	通年		3人	障害福祉サービスを利用希望の方の不特定多数の方	5,000
保護猫、保護犬支援事業	地域の猫、犬を保護する	通年	橿原市 桜井市 奈良市	3人	地域でお困りの不特定多数	299
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	本年度実施せず					

設立当初の事業年度 活動予算書

設立の日から令和8年8月31日まで

(法人名称)

特定非営利活動法人トリケラサポート

(単位：円)

科目	金額		
I 収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費		110,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
		100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業収益	5,180,000		
地域生活支援事業収益	616,000		
その他の事業収益	30,000		
		5,826,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	100		
		200	
収益計			6,036,200
II 費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	4,025,000		
法定福利費	1,750,000		
福利厚生費	70,000		
		5,845,000	
(2) その他経費			
会議費	5,000		
車両維持費	165,000		
減価償却費	2,000		
支払利息	100		
		172,100	
その他経費計			
事業費計			6,017,100
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費	1,000		
退職給付費用	2,000		
福利厚生費	1,000		
		4,000	
(2) その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
減価償却費	5,000		
支払利息	100		
		15,100	
その他経費計			
管理費計			19,100
費用計			6,036,200
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

令和8年度 活動予算書
 令和8年9月1日から令和9年8月31日まで
 (法人名称) 特定非営利活動法人トリケラサポート
 (単位:円)

科目	金額		
I 収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	110,000		
		110,000	
2. 受取寄附金 受取寄附金	300,000		
		300,000	
3. 受取助成金等 受取民間助成金			0
4. 事業収益 障害福祉サービス事業収益 地域生活支援事業収益 その他の事業収益	8,880,000 1,056,000 50,000		
		9,986,000	
5. その他収益 受取利息 雑収益	100 100		
		200	
収益計			10,396,200
II 費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 福利厚生費	6,900,000 3,000,000 165,000		
	10,065,000		
(2) その他経費 会議費 車両維持費 減価償却費 支払利息	5,000 227,000 2,000 100		
	234,100		
事業費計		10,299,100	
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 福利厚生費	80,000 1,000 1,000		
	82,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	5,000 5,000 5,000 100		
	15,100		
管理費計		97,100	
費用計			10,396,200
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0